

食安輸発第0328001号  
平成20年 3 月 28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号（最終改正：平成20年3月7日付け食安輸発第0307002号）にて通知したところですが、今般、検疫所のモニタリング検査において、韓国産生鮮ミニトマトからフルキンコナゾールを検出したことから、韓国産ミニトマト及びその加工品（簡易な加工に限る。）に対する検査命令の検査項目にフルキンコナゾールを追加することとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

#### <違反事例>

- 品名：生鮮ミニトマト  
生産国：韓国  
輸入者：株式会社 トマトファームコーポレーション  
輸出者：GYEONG-BUK CORPORATION.  
届出数量及び重量：243カートン、729 kg  
検査結果：フルキンコナゾール 0.06ppm（基準値：0.01ppm）  
届出先：福岡検疫所門司検疫所支所  
違反確定日：平成20年3月6日  
措置状況：調査中

2 品 名：生鮮ミニトマト

生産国：韓国

輸入者：株式会社 AI TRADING

輸出者：GREEN COMPANY

届出数量及び重量：450カートン、1350 kg

検査結果：フルキンコナゾール 0.04ppm（基準値：0.01ppm）

届出先：大阪検疫所

違反確定日：平成20年3月18日

措置状況：調査中